

鳥取県告示第671号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成21年11月6日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
鳥取中央農業協同組合	J A鳥取中央安田福祉センターさくら台 指定訪問介護事業所	東伯郡琴浦町大字筧津50-1	平成21年11月3日	訪問介護
〃	J A鳥取中央安田福祉センターさくら台 デイサービスさくら台	〃	〃	通所介護